

平成 28 年 10 月 14 日

愛媛県災害対策協議会 委員各位

伊方原子力発電所過酷事故時の 30km 圏内入院患者の受入れについて（御願ひ）

八幡浜・大洲圏域災害医療コーディネーター（災害拠点病院コーディネーター）

連絡先：〒796-8502 愛媛県八幡浜市大平 1-638

市立八幡浜総合病院麻酔科・救急部

越智元郎

秋も深まって参りましたが、愛媛県災害対策協議会委員各位におかれましては日頃より、愛媛県の災害医療や原子力防災に御尽力いただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、原子力規制庁は昨年、2011 年の福島第一原発事故で明らかになった様々な課題を克服するために、災害・救急医療体制と融合した原子力災害医療体制を打ち出しました。そして本県でも、原子力災害拠点病院をはじめとする新しい体制を整備いただいているところでございます。

一方で、市立八幡浜総合病院をはじめ伊方原発 30km 圏内の医療機関では、本年夏に再稼働した伊方原発の過酷事故時の態勢を整備する必要があります。特に原発過酷事故時の具体的な避難計画を策定することが求められていますが、現時点では住民の不安を払拭できるレベルまで計画を煮詰めることができている

ません。具体的には、30km 圏内の入院患者は 1800 人という多数に上り、私共の試算では約 30%の入院患者がいったん退院して自力避難するとみられますが、全体で 1000 人を超える患者の受け入れ先を見つけることは容易なことではございません。愛媛県のご方針では、原発過酷事故が発生し病院避難が必要となった段階で、県が被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネーターの助言のもとに、受入れ先医療機関を調整するとなっています。しかし、大災害発災後の混乱時で、なおかつ通信の混乱等があり得る状態で、このような多数の患者の受入れ先調整をすることは容易なことではないと考えます。

一方、30km 圏外の医療機関が損壊やライフラインの途絶を来した場合や、多数の傷病者を受け入れた結果、転院先として協力をいただけない可能性もございます。また、放射性物質の飛散が中予や東予にも及ぶ恐れが皆無とは言えず、このような状況では広島県・岡山県といった周辺県にも入院患者受入れを要請する必要が生じます。島根県からは広島県や岡山県へ入院患者の受入要請が出されているようですが、愛媛県からは入院患者に関する他県への事前の受入要請はしていただいていないと承知しています。そして、近県の統括災害医療コーディネーターなどからは、正式な要請がない段階では愛媛県からの入院患者受入計画を策定開始することはできないと言われてしています。

以上のことから、愛媛県災害対策協議会において、次の 2 点について善処を御

願ひ致したくよろしく願ひ申し上げます。

1. 伊方原発過酷事故により原発近隣医療機関の入院患者避難が必要になった場合に、愛媛県内の医療機関ができるだけの受入れ協力をして下さることについて、愛媛県医師会などを通じて事前のコンセンサス作りを願ひしたいと存じます。
2. 伊方原発過酷事故により原発近隣医療機関の入院患者避難先を県外に求める必要がある場合を想定し、愛媛県から広島県、岡山県、島根県、山口県、大分県などに対し、事前の入院受入れ協力要請を出していただけないでしょうか（四国三県に関しては南海トラフ大地震の同時被災の可能性もあり、ここでは県名を挙げておりません）。

以上、御検討・御協議の程、宜しく願ひ申し上げます。